

# 茅ヶ崎市 みどりの基本計画 (案)

平成 21 年 2 月

# はじめに

本市は美しい海、きれいな空気、広がりのある里山などのおおらかで豊かな自然環境に恵まれています。夏は海側から北の里山に風が流れて涼しく、冬も温暖であるため保養地や別荘地として、明治時代以降幅広い文化人や知識人が移住してきた歴史と別荘文化があります。

現在も都心部から比較的近く交通の利便性が高いまちであることや、閑静で気持ちの安らぐ土地柄であるために、若い世代が多く移り住み少子化時代の中においても活力ある明るいまちとなっています。

また、野菜、果樹、魚といった地場の食材などを地元で直接購入することができる地産地消の取り組みが行われているまちです。

「茅ヶ崎市みどり※の基本計画」の策定にあたっては、これらの魅力ある地域の特性を活かして、みどりを福祉・教育の充実や平和で健康的なまちづくりに役立て、地域活性化や環境に調和した持続的なまちづくりの推進役としてとらえていきます。

さらに、みどりは環境保全やレクリエーション、防災、景観形成などの機能を持ち、安全・安心・快適な生活を送るためには必要不可欠であるという視点から以下の5つの基本的認識を持って、「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定するものです。

○みどりは、私たちの大切な共有の財産です

○みどりは、私たちにやすらぎと潤いを与えます

○みどりは、子どもたちの成長過程において欠かせないものです

○みどりは、快適な都市、自然、歴史、文化、景観形成のもとになるものです

○みどりは、地球レベルの環境保全につながるものです

※ 本市では「みどり」を樹林、農地、水辺、海岸の植生、開放水面、住宅地の庭園などの物理的・空間的機能や効果だけではなく、良好な景観、歴史・風土及び生活文化の形成や人々の満ち足りた幸福感、心身の健康の向上など多くの価値観を含む概念としてとらえ、計画の名称を「茅ヶ崎市みどりの基本計画」としました。

# 目次

はじめに

序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画について	1
1. 「緑の基本計画」とは	1
2. 計画策定の目的	2
3. 計画の位置づけ	3
(1) 計画の位置づけ	3
(2) 計画の目標年次	3
(3) 計画の対象となる緑地	4
4. 計画の体系	5
第1章 本市のみどりの概要	7
1. 本市の概要	7
2. 本市の自然とみどりの特性	9
(1) 自然とみどりの概要	9
(2) 地形と水系	9
(3) 本市のみどりの特性	10
3. 市民のみどりに対する要望と意識	21
4. みどりの現況と課題	26
(1) みどりの現況	26
(2) みどりの課題	31
第2章 計画の目標	34
1. 基本理念	34
2. 基本方針	35
(1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に 保全・再生します	35
(2) 安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します	36
(3) 歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます	36
(4) 豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります	36
3. みどりの将来像	37
(1) 本計画が目指す「みどりの将来像」	37

(2) 立地ごとの「みどりの将来像」	38
4. 目標の指標	42
(1) 目標の達成に向けて	42
(2) 緑地の確保目標水準	42
(3) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準	42
第3章 みどりの配置方針	43
1. みどりの配置方針とは	43
2. 総合的な配置方針	43
(1) 広域的なみどりのネットワークの形成	43
(2) 「骨格のみどり」をベースとしたみどりのネットワークの形成	44
(3) 立地特性を踏まえたみどりの保全・再生・創出	44
3. 系統別の配置方針	45
(1) 環境保全系統の配置方針	45
(2) レクリエーション系統の配置方針	48
(3) 防災系統の配置方針	51
(4) 景観系統の配置方針	54
4. 都市公園の整備方針	59
5. その他施設緑地の整備方針	64
(1) 公共施設緑地の整備方針	64
(2) 民間施設緑地の整備方針	64
第4章 施策の方針	65
1. 施策の方針にあたって	65
2. 施策の体系	66
3. 個別施策の概要	69
(1) みどりの保全	69
(2) みどりの再生	73
(3) みどりの創出	75
(4) 施策の推進	81
第5章 地区別計画	87
1. 地区別計画にあたって	87
2. 立地ごとの基本方針	87
(1) 北部丘陵のみどり	88
(2) 農地のみどり	91

(3) 河川のみどり	93
(4) 海岸のみどり	95
(5) まちのみどり	96
3. みどりの保全・再生・創出を重点的に進める地区の計画	99
(1) みどりの保全・再生を重点的に進める地区の計画	100
(2) みどりの創出を重点的に進める地区の計画	113
第6章 計画の推進に向けて	124
1. 市民・事業者・行政の協働の推進	124
(1) 市民・事業者・行政の役割	124
(2) 協働を推進する施策	125
2. 計画の適切な進行管理	126
3. 計画の実効性を高めていくためには	126
4. 優先的に実施する施策	127

参考資料（用語解説など）



# 序章 茅ヶ崎市みどりの基本計画 について

## 1. 「緑の基本計画」※とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを明らかにするみどりの総合的計画です。

「緑の基本計画」は、市町村が独自性、創意工夫を発揮して緑地の保全から公園・緑地の整備、その他の公共公益施設及び民有地の緑化の推進まで、まちのみどり全般について将来あるべき姿とそれを実現するための施策を市民の意見を踏まえつつ策定し、公表するものです。



図-1 平成17年の本市全域の空中写真

※ 「緑の基本計画」は、都市緑地法第4条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の一般的な名称です。

## 2. 計画策定の目的

本市では、平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」をもとに、みどりの保全や緑化の推進などに取り組んできました。

しかし、宅地開発などともなう都市化の進行により、茅ヶ崎らしいみどり豊かな自然環境や快適なまち並みが失われつつあり、生きものの生育・生息空間の減少や悪化などの問題が顕在化しています。平成8年に策定した「茅ヶ崎市緑の基本計画」の中間目標の達成状況をみると、平成17年度の緑地の整備目標が883.93 畝であるのに対し、平成20年度では、625.28 畝と目標値を下回っており、現状のままでは計画目標の達成が困難な状況にあります。

また、平成16年の都市緑地法の改正※（緑の基本計画は都市緑地法第4条に規定）や平成18年の神奈川みどり計画の策定、さらに本市の環境基本計画、都市マスタープランなどの関連計画の見直し・改定にもなって、それらと整合を図る必要があります。

そこで、本市は、これらの法改正や環境問題、社会情勢の変化や市民のライフスタイルの変化に適切に対応するため、平成8年策定の「茅ヶ崎市緑の基本計画」の検証と見直しを行い、適合すべき法令や関連計画との整合を図りつつ、本市の将来を見据えたこれからの時代にふさわしい実効性のある「茅ヶ崎市みどりの基本計画」を策定することにしました。

※ 平成16年の都市緑地法の改正により、都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の整備を一層促進し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした諸制度が定められました。



### 3. 計画の位置づけ

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、都市緑地法第4条における「緑地の保全及び緑化に関する基本計画」に基づくものであり、「茅ヶ崎市総合計画」、都市計画法に基づく「ちがさき都市マスタープラン」、環境基本法に基づく「茅ヶ崎市環境基本計画」、景観法に基づく「茅ヶ崎市景観計画」などの法定計画との整合を図って策定されるものです。

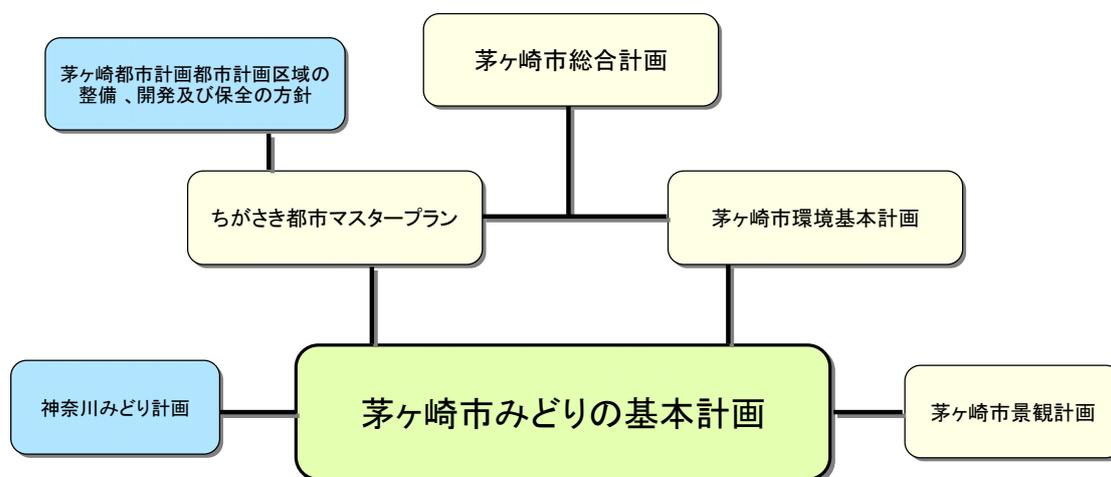


図-2 茅ヶ崎市みどりの基本計画の位置づけ

#### (2) 計画の目標年次

本計画の計画年次は、平成21年から平成30年の10年間とし、平成30年を目標年次とします。

### (3) 計画の対象となる緑地

一般的に「緑の基本計画」の対象となる緑地は、以下のように分類されます。本計画では、以下の体系を基本に、本市の特性に応じた計画を立案します。

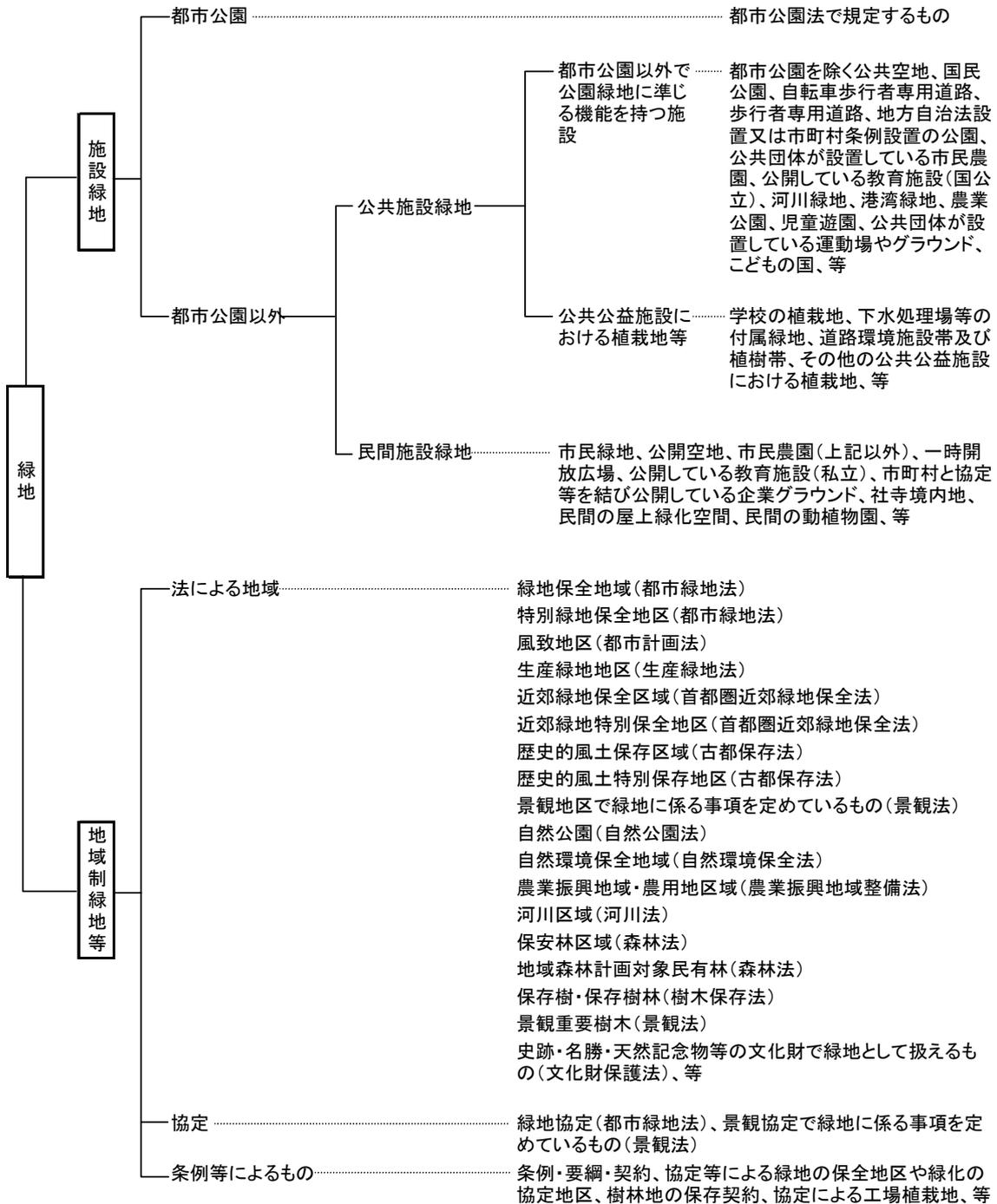
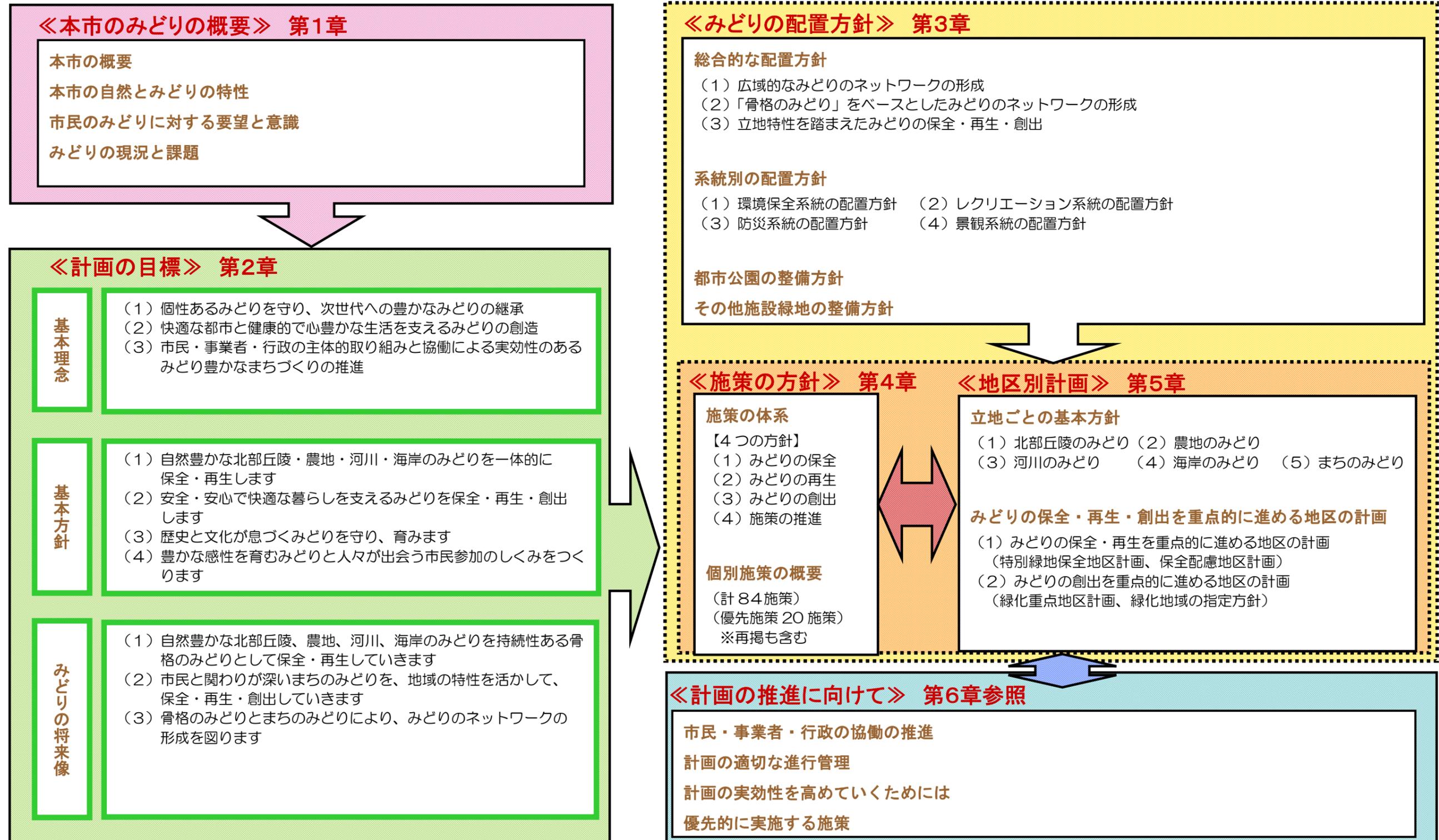


図-3 「緑の基本計画」の対象となる緑地

出典：新編緑の基本計画ハンドブック 平成19年(社団法人 日本公園緑地協会) 一部改変

## 4. 計画の体系

本計画は以下に示す流れで策定しています。







# 第1章 本市のみどりの概要

## 1. 本市の概要

### 《沿革》

本市は、昭和22年10月、神奈川県下で8番目の市として市制を施行し、昭和30年4月には旧小出村との分村合併により現在の市域となりました。

### 《位置と面積》

本市は、神奈川県の中南部に位置し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、南は海岸線約6kmに及ぶ相模湾、そして北は寒川町と接し、面積は35.76km<sup>2</sup>の都市です。

### 《気象》

相模湾に面する本市は、四季を通じて温暖で、年間の平均気温は15.6℃（平成17年）となっており、年間の降水量は1,325.5mm（平成17年）です。夏は比較的涼しく、冬は比較的温暖な気候となっています。

### 《人口》

昭和30年代半ばから住宅地として都市化が進行し、平成17年の人口は、228,420人となっています。今後、人口は微増傾向が続き、平成32年にピークを迎えると予測されます。高齢者人口である「65歳以上」は、増加傾向を続け、平成27年には約4人に1人が高齢者になるものと見込まれています。

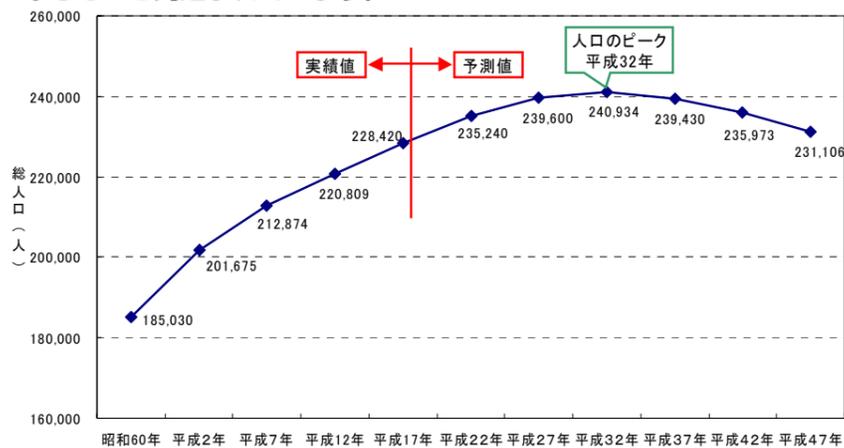


図-4 茅ヶ崎市の将来人口  
出典：茅ヶ崎市の人口について（平成19年7月）

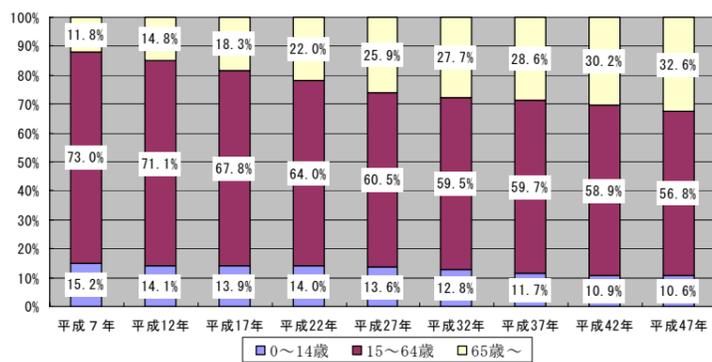


図-5 年齢3区分別人口構成比（推計人口）  
出典：茅ヶ崎市の人口について（平成19年7月）

《都市計画》

本市の都市計画区域のうち、市街化区域は22.13km<sup>2</sup>（61.9%）、市街化調整区域は13.63km<sup>2</sup>（38.1%）となっています（平成17年3月31日現在）。

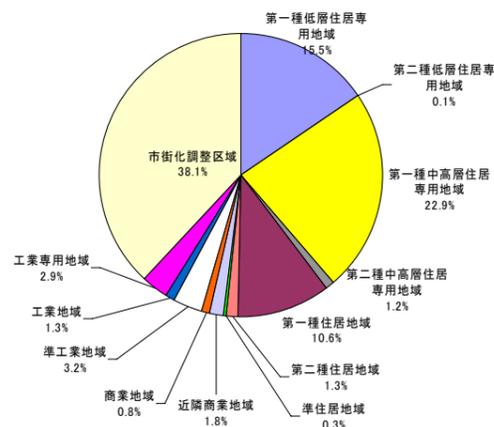


図-6 市街化区域・市街化調整区域構成比  
出典：統計年報（平成18年版）

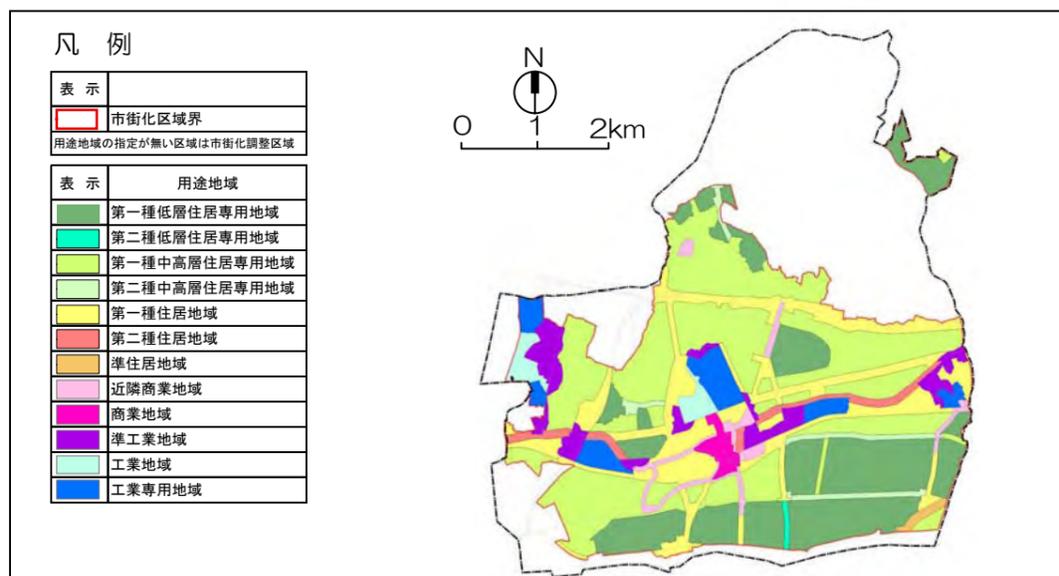


図-7 都市計画図（都市計画等概要図 GIS データ（平成19年3月）をもとに作成）



《交通》

主要な鉄道アクセスは、JR 東海道本線と JR 相模線があります。また、主要な道路アクセスは、旧東海道の国道1号、国道134号及び新湘南バイパスがあります。現在、建設中の圏央道（さがみ縦貫道路）や横浜湘南道路が開通した場合、車による本市へのアクセスが向上することが予測されます。

2. 本市の自然とみどりの特性

(1) 自然とみどりの概要

本市のみどりは、相模野台地から連続する高座丘陵（以降、北部丘陵と呼びます）のみどりと寒川町から続く農地のみどり、相模川のみどり、海岸のみどりがつながり、みどりの骨格を形成しています。これらの多様なみどりには、それぞれに特有の生きものが生育・生息しています。

(2) 地形と水系

《地形》

本市は、相模湾の海岸から北部に向かって相模平野、北部丘陵により構成されています。これらの地形は、主に相模川と海の自然の作用によりつくられています。

《水系》

河川は、藤沢市を水源とする小出川（1級）、市街地を流れる千ノ川（1級・準用）、北部丘陵を水源とする駒寄川（準用・普通）、小系川の源流部が市域に見られます。平塚市との境には相模川（1級）が面しています。



図-8 地形と水系

### (3) 本市のみどりの特性

#### 1) 北部丘陵の樹林と谷戸※のみどり

##### 《沿革》

北部丘陵の樹林は、かつて農業の堆肥に用いる落葉や、燃料としての薪炭の採取場として利用されてきました。

雑木林や耕作地などが織りなす自然豊かな北部丘陵は、昭和42年に北部開発計画の基本構想がまとめられ、下寺尾、<sup>なめがや</sup>行谷、芹沢の973 ㍊を対象に工業団地や相模鉄道の新線が計画されていましたが、昭和44年6月の新都市計画法の施行後の昭和45年に市街化を抑制する市街化調整区域に区域区分されました。昭和50年代後半からは、現在のような里山のみどりが保全される一方で、みどりを活かした地域づくりが進み、県立茅ヶ崎里山公園（広域公園）や市民の森が開園されています。

近年は、農業形態やエネルギー需要の変化により倒木の除伐や枝打ち、落葉かきが行われなくなり、タケ類などが侵入した樹林が多く見られます。



市民の森の樹林



県立茅ヶ崎里山公園



<sup>なめがや</sup>  
行谷の湿地



<sup>なめがや</sup>  
タケ類が侵入した行谷の樹林

※ 斜面樹林と低湿地から構成される地形。生物多様性の保全上重要となる場所。



《特徴》

北部丘陵には、かつて斜面樹林と低湿地から構成される「谷戸」（茅ヶ崎では谷戸を谷と書き、「やと」と読んでいる）が九十九谷戸といわれるほど多くありました。それらの一部は現在も保全され、昔ながらの里山景観が見られます。

北部丘陵は、谷戸が入り組むことで複雑な地形となっており、そのため樹林、草地、湿地、水辺、細流などに多様な動植物の生育・生息環境が見られ、生物相を豊かにしています。また、生活との関わりの中で育まれてきたケヤキや竹林などの屋敷林がみられます。これらの環境が一体となって存在することにより、本市の生物多様性が豊かなものとなっています。

茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告（平成18年3月発行）には、生きものの生育・生息環境の観点から、特に重要な保全地域として、清水谷や柳谷、長谷などがあげられています。また、清水谷や柳谷などの谷戸や赤羽根から甘沼に続く斜面樹林などの優れた景観が見られます。

これらの豊かな自然と景観が残されていることから、県立茅ヶ崎里山公園や市民の森に代表されるように、市民が自然観察やハイキングなどのレクリエーションを通じて自然とふれあう場としても貴重なものとなっています。



しみずやと  
清水谷の湿地



やなぎやと  
柳谷の景観



赤羽根から甘沼に続く斜面樹林

## 2) 農地のみどり

### 《沿革》

本市の農業は、東京・横浜の大消費地に近く、温暖な気候に恵まれていたことから、大正時代より野菜や温室花卉、酪農などの近郊農業が成立してきました。

しかし、元来畑地が多く経営耕地が狭かった本市の農地は、減反政策や都市化の影響により稲作が減少の一途をたどっています。また、耕作放棄地が増加しており、平成7年に1,973 ㌦であったものが、平成17年には2,627 ㌦まで増加しています。

近年では、野菜栽培が中心となっており、クリ拾いやカキのもぎとりができる観光農園なども開設されています。

### 《特徴》

本市の農地には、平野部の農地と丘陵地の谷戸の農地が見られます。平野部の農地は相模川や小出川沿いに広がっており、開放的な田園の景観を構成しています。谷戸では、水田や湿地が斜面樹林と一体となった昔ながらの里山の景観を呈しています。

また、水田や湿地が渡り鳥の採餌場や、湿地を好む動植物の生育・生息地としても重要な環境となっています。さらに、これらの環境は、生物多様性の保全や雨水地下浸透による遊水機能、温暖化抑制などの環境調整機能上においても重要です。

農地には、営農家の生産の場としての役割に加えて、市民農園など、市民が土と親しみながら健康づくりをして、野菜や花などの栽培を通じて農業に対する理解を深める場としての役割などもあります。また、地場産の野菜や果物などを直接購入することができる直売所の開設や朝市の開催、学校給食において地場産の食材を用いるなどの地産地消の取り組みが行われています。



芹沢の農業振興地域・農用地区域



萩園の農地



茅ヶ崎公園の朝市



野菜のもぎ取りイベント

### 3) 河川のみどり

#### 《沿革》

市域の西に位置する相模川、その相模川に流れ込む小出川はかつて氾濫などにより河道を変化させながら上流から河口部に土砂を運び、相模平野を形成してきました。土砂の堆積によってつくられた自然堤防には畑や集落が形成され、後背湿地には水田が見られました。現在、相模川沿いには、ゴルフ場や公園などのみどりが見られます。

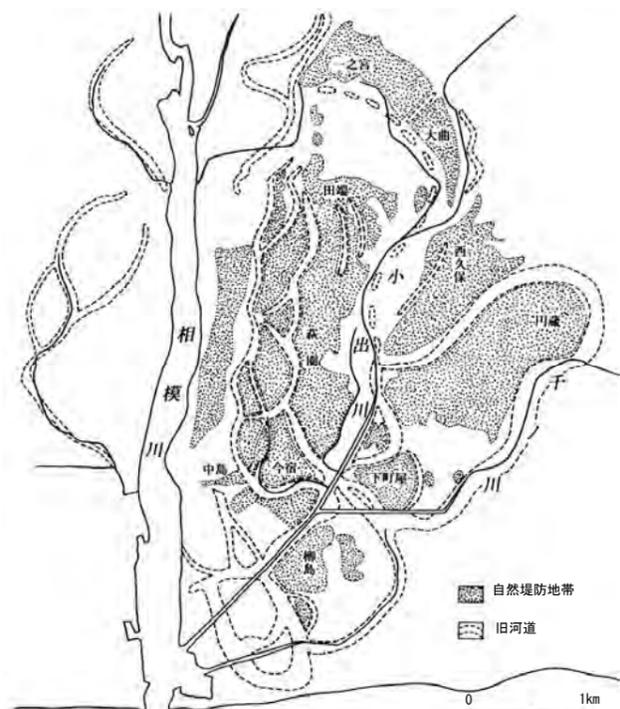


図-9 相模川の自然堤防と旧河道（作図 朝野六郎）  
（「地図集 大地が語る歴史 茅ヶ崎市史 現代7」より引用）

### 《特徴》

本市には、小出川、千ノ川、駒寄川が市域を流れ、市域の西の相模川に流れ込んでいます。また、主に藤沢市を流れる引地川水系の小糸川の源流があります。

小出川は、上流域に豊かな自然環境があり、中・下流域に水田が広がっています。市内でも比較的自然的に近い護岸形状を残している河川です。下流域の下町屋、柳島には、親水護岸が整備されています。

駒寄川は、水源地の1つに北部丘陵の自然豊かな清水谷しみずやとがあり、下流域のさかえはしからJR相模線までの区間では籠マット工法により多自然型護岸の整備が行われています。みずき地区には、せせらぎ公園と一体となった親水護岸が整備されています。

千ノ川は、市の中央部を東から西へ流れ、小出川に合流します。上流域は暗渠化が進み、ほとんどが暗渠とコンクリート護岸などで整備されており、水循環水環境千ノ川整備計画（平成15年）において生きものの生育・生息環境の再生やレクリエーション機能の向上が課題となっています。現在、千ノ川整備計画の詳細設計が検討されており、市民の散策路や多自然型護岸の整備が進むことが期待されています。



駒寄川の多自然型護岸



相模川河川敷のみどり



小出川の上流部



小出川に生息するバン（水鳥）

## 第1章 本市のみどりの概要

小糸川は、赤羽根十三図を水源域として湘南カントリークラブゴルフ場の南端を藤沢市方面に流れ、赤羽根の湿地環境と一体となった自然環境を形成しています。

相模川には、湘南シーサイドカントリー倶楽部、相模川河畔スポーツ公園（地区公園）のみどりや河川敷の草地と水害防備保安林などの樹林が形成されています。これらのみどりは、北部丘陵のみどりと市街地のみどりをつなげる重要なものであるとともに、県域レベルでの広域的な河川のみどりのネットワークの一部となっています。

これらの河川のみどりは、水辺環境特有の生きものの生育・生息環境として重要であり、広がりのある景観を形成し、市民の憩いの場として重要なものとなっています。

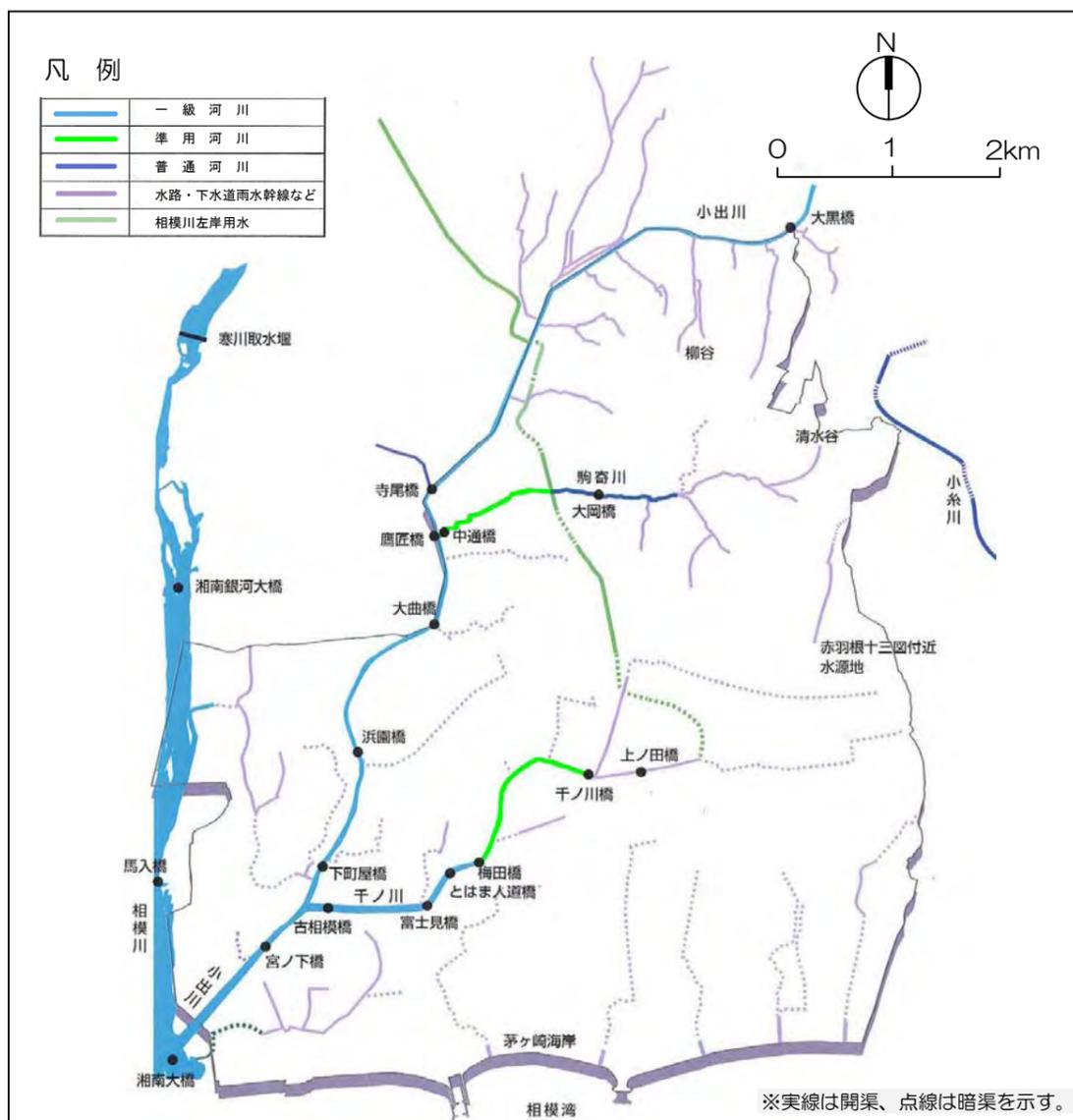


図-10 主な河川・海岸（「茅ヶ崎市水循環水環境基本計画」（平成13年5月）より引用）

#### 4) 海岸のみどり

##### 《沿革》

みどり豊かな砂防林は、潮風や飛砂の害を防ぎ、海岸地帯の住宅や道路交通を守ることを目的に植林されたものです。

砂防林は、大正9年の神奈川県土木部砂防課による植林にはじまり、昭和3年の柳島浜前地区の魚付砂防林が昭和天皇即位記念事業として拡張されました。

戦後には、燃料不足から乱伐されましたが、その後、湘南海岸公園の整備にともない復元しました。しかし、台風により損傷した松葉に潮風と砂が吹きつけたことによりクロマツが大量枯死したため、海岸環境に適するトベラなどの樹木の混植やヨシズヨシズの補強を行いました。昭和46年からは、「湘南海岸グリーン作戦」を5ヵ年計画で開始して77ノの植林が行われ、現在に至っています。

##### 《特徴》

約6kmの海岸線を持つ茅ヶ崎海岸には、ハマヒルガオなどが見られる砂浜特有の植生と、潮風、飛砂の害から住民の生活を守るクロマツやトベラの砂防林などの人工林が見られます。また、松林まつばやしに囲まれた柳島青少年キャンプ場や茅ヶ崎公園（地区公園）、県立湘南汐見台公園（近隣公園）などの市民のレクリエーションの場となるみどりが見られます。

これらのみどりは、相模湾沿岸の一部として、海岸特有の生きものの生育・生息環境として貴重であるとともに、湘南海岸ならではの優れた景観を形成し、日常の散策などの市民の憩いの場として重要なものとなっています。

近年は、砂浜が侵食され、海岸線が後退しているため、砂の投入などにより砂浜の復元が行われています。



海岸の砂防林



ハマヒルガオ



### 5) まちのみどり

#### 《沿革》

まちのみどりには、公園・緑地のみどり、街路樹、公共施設のみどり、民間施設のみどり、住宅地のみどりなどがあります。

本市では、まちのみどりを保全するために、緑のまちづくり基金を造成し、都市公園の整備や保存樹林・樹木の指定を行ってきました。一方、宅地の分割化などにより、まちのみどりは減少傾向にあります。

#### 《特徴》

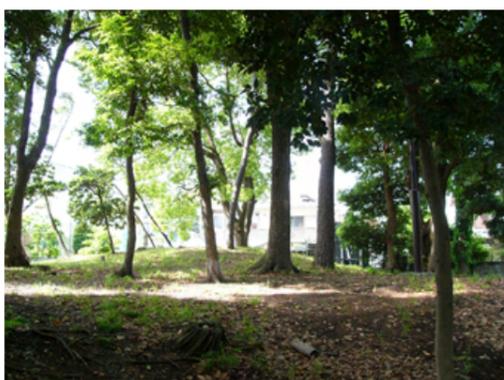
本市の公園・緑地には、「かながわの公園50選」に選ばれている中央公園（地区公園）をはじめ湘南夢わくわく公園（近隣公園）、平和町公園（街区公園）や緑のまちづくり基金によって購入した松が丘緑地（都市緑地）などがあります。これらの公園・緑地は、みどりのまち並みを形成し、市民の憩いの場やレクリエーションの場として重要であり、安全・安心を確保するための災害時の避難場所や防災活動拠点としても重要なものとなっています。

国道1号沿いには、旧東海道の面影を残すクロマツの街路樹があり、鉄砲道には、ツバキの並木などが見られ、市街地の連続したみどりの景観を形成するうえで重要となっています。

また、都市公園の他にも公共施設である相模川左岸処理場屋上の柳島しおさい広場や、民間施設であるパナソニック株のさくら広場など市民に公開されているものもあり、市民のレクリエーションの場となっています。

住宅地のみどりは、市民の最も身近なみどりであり、日常生活空間に潤いを与えます。特に、中海岸や東海岸などの旧別荘地の住宅地には、クロマツを主体としたみどり豊かなまち並みが見られます。

これらの住宅地のみどりは、保存樹木・樹林制度の活用により保全されています。しかし、近年では宅地の細分化などによりこれらのみどりが失われています。



緑のまちづくり基金により購入した  
松が丘緑地（都市緑地）



パナソニック株のさくら広場  
（平成19年4月開園）



中央公園の緑陰



柳島しおさい広場  
(平成 16 年 6 月開園)



みどり豊かな住宅地



湘南夢わくわく公園  
(平成 20 年 3 月開園)



保存樹林 (富士見町)



## 6) 歴史と文化が息づくみどり

### 《沿革》

近世江戸期の慶長6年(1601年)から徳川家康が整備を行った東海道の松並木は、幕末に至るまで保護政策がとられていました。特に、小和田付近にマツが多く、国道1号にもクロマツの大径木が見られます。

近代の明治31年(1898年)に茅ヶ崎駅が開設されたことにより、中海岸・東海岸を中心に海浜保養の別荘地が多く建てられるようになりました。

歌舞伎の名優九代目市川團十郎や明治の有名な新派俳優である川上音二郎、(元)日本化薬会長の原安三郎、司法大臣で後に第23代総理大臣となる清浦奎吾や官僚、実業家、学者、軍人などの別荘が建てられました。これらの別荘の多くは失われましたが、川上音二郎と原安三郎の別荘跡地は、みどり豊かな高砂緑地(都市緑地)として市民に利用され、別荘地の面影を残すクロマツの大径木や石垣などが今も見られます。

また、創業明治32年(1899年)の旅館「茅ヶ崎館」には、昭和12年ごろより、映画監督の小津安二郎が庭園に面した「二番のお部屋」に宿泊して、「晩春」、「麦秋」、「東京物語」といった名作の脚本を執筆しました。現在もその部屋と庭園が見られます。



川上音二郎と原安三郎の別荘地であった高砂緑地



小津安二郎が滞在した茅ヶ崎館の庭園



民俗資料館の旧和田家とソメイヨシノ



国道1号のクロマツ

《特徴》

本市には、海岸地域を中心に、江戸時代に形成された旧東海道の松並木、鶴嶺八幡宮参道の市指定文化財の松並木、明治時代後期から戦前までに建てられた旧別荘地のみどりなど、歴史・文化を感じるみどりが残っています。これらのみどりは、茅ヶ崎の気候・風土に適したクロマツであることが特徴です。

また、市内には多くの社寺のみどりが残っており、神奈川県指定文化財である鶴嶺八幡宮の大イチョウや大岡越前守忠相ゆかりの浄見寺の寺林にはタブノキやスタジイの常緑広葉樹の林が見られます。民俗資料館（旧和田家住宅・旧三橋家住宅）周辺には、昔の面影のあるみどりが見られます。

これらの歴史と文化が息づくみどりの多くは、茅ヶ崎の立地に適応した植生であり、個性あるまち並みを形成するうえで重要なものとなっています。

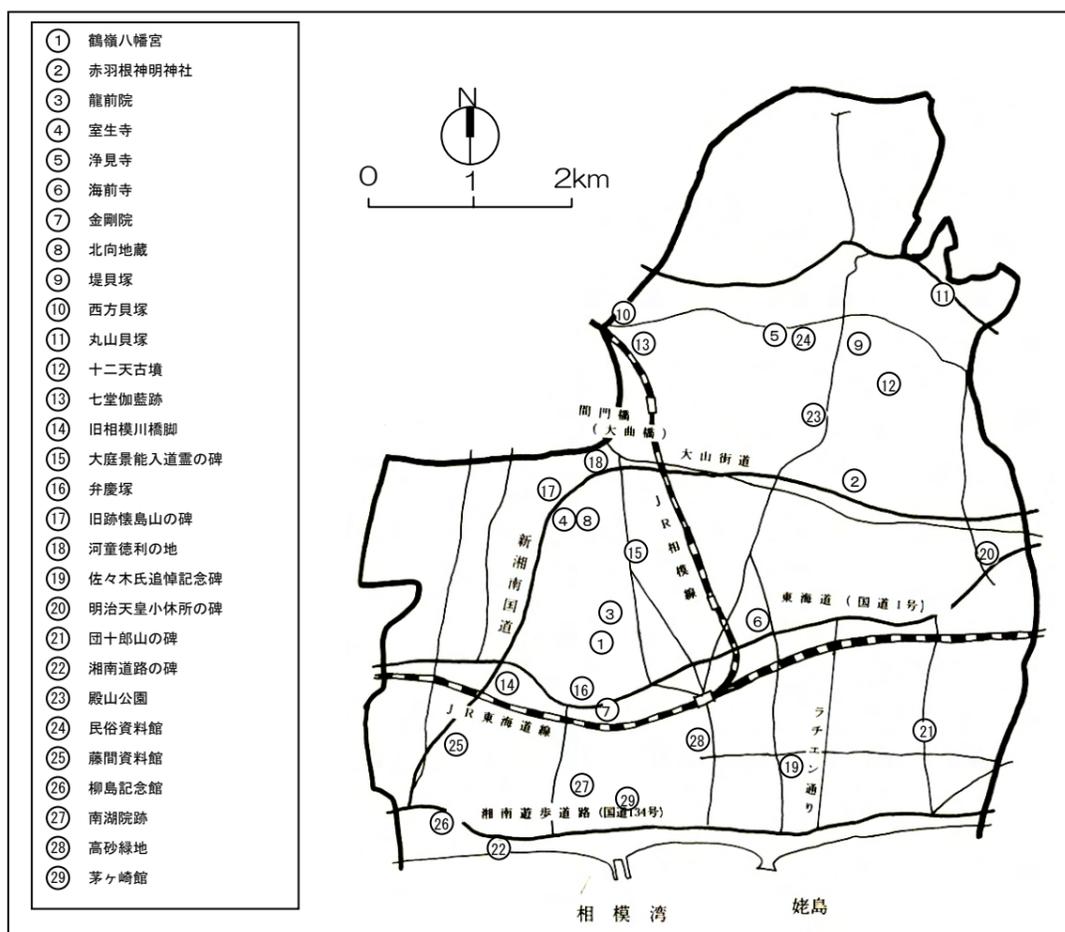


図-11 文化財と施設の分布図  
 (「ちがさき歴史の散歩道」(平成 17 年)より引用)(一部改変)



### 3. 市民のみどりに対する要望と意識

本市が行ったアンケート（平成18年9月実施）の結果から、市民のみどりに対する要望や意識が高いことがわかります。

まちづくりの観点では、農地を含めた保全や新たなみどりの創出に加えて、安全・安心なまちづくりが求められており、防災に関わる避難場所や防災活動拠点の整備や機能の強化、地域コミュニティの活性化が求められています。

公園・緑地のあり方は、良好な住環境の形成には不可欠であるという認識のもとに、大きめの公園や緑地、海岸や河川などの水辺空間を活かした公園づくりが求められています。

景観形成の観点からは、街路樹の整備が求められています。

これらのアンケート結果から、市民がみどりに対して求める機能は、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、と多岐にわたることがわかります。

また、将来の茅ヶ崎市をつくるための必要な行動として市民参加のまちづくりや、計画内容の実施状況を評価・検証する体制づくり、市からの情報提供の機会を増やすことが求められています。

【アンケート実施概要】

調査対象	市内在住の満20歳以上の市民
標本数	3,000サンプル
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査実施期間	平成18年9月9日（土）～10月1日（日）
回収結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配布数 : 3,000 票</li> <li>・ 回収数 : 1,637 票</li> <li>・ 有効回収数 : 1,636 票（有効回収率 54.5%）</li> </ul>

※ ちがさきのまちづくりを考えるアンケートより引用（平成18年9月実施）

### 《まちづくりで大切にしてほしいこと》

今後のまちづくりで大切にしてほしいことについては、「安全・安心な」まちづくり（54.7%）が最も多く、続いて、「快適で暮らしやすい」まちづくり（36.9%）、「環境にやさしい」まちづくり（23.5%）、「海や川などの水と共生する」まちづくり（19.7%）、「田んぼや畑、里山などのみどりと共生する」まちづくり（18.3%）となっています。

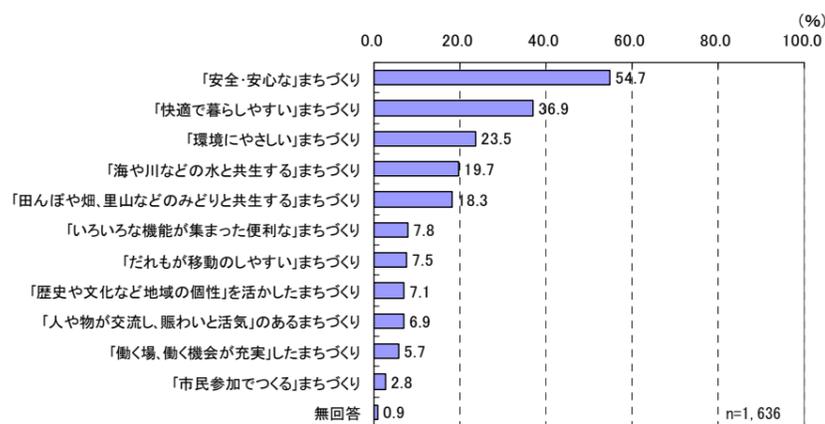


図-12 今後のまちづくりで大切にしてほしいこと（回答は2つまで）

### 《まちづくりで力を入れてほしいこと》

まちづくりで力を入れてほしいことについては、自然環境（海・川・みどり）などの保全・創出（42.1%）が最も多く、続いて、防災・防犯（37.9%）、道路の整備（36.1%）、福祉（34.0%）、公園や緑地の整備（24.9%）となっています。

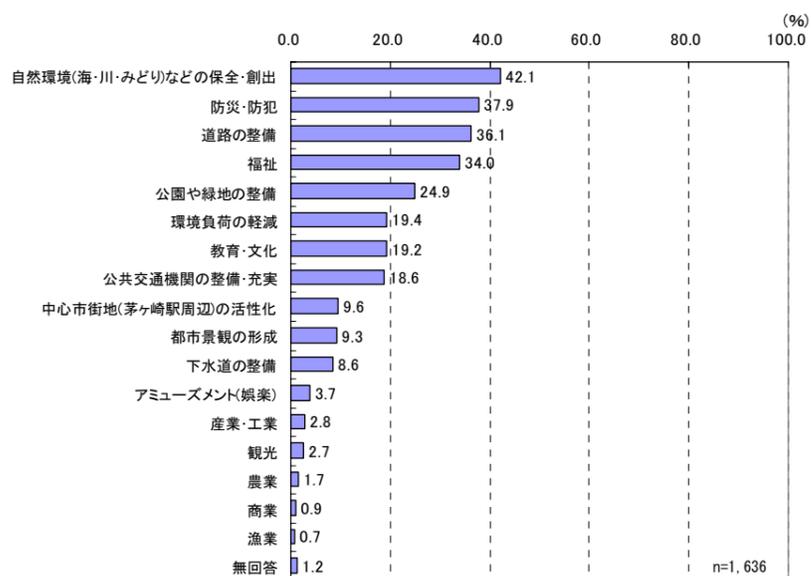


図-13 今後のまちづくりで力を入れてほしいこと（回答は3つまで）

## 第1章 本市のみどりの概要



### 《良好な住環境の形成に向けて求められる取り組み》

良好な住環境の形成に向けて求められる取り組みについては、公園・緑地の整備とみどりの保全・創出（30.7%）が最も高い割合になっています。

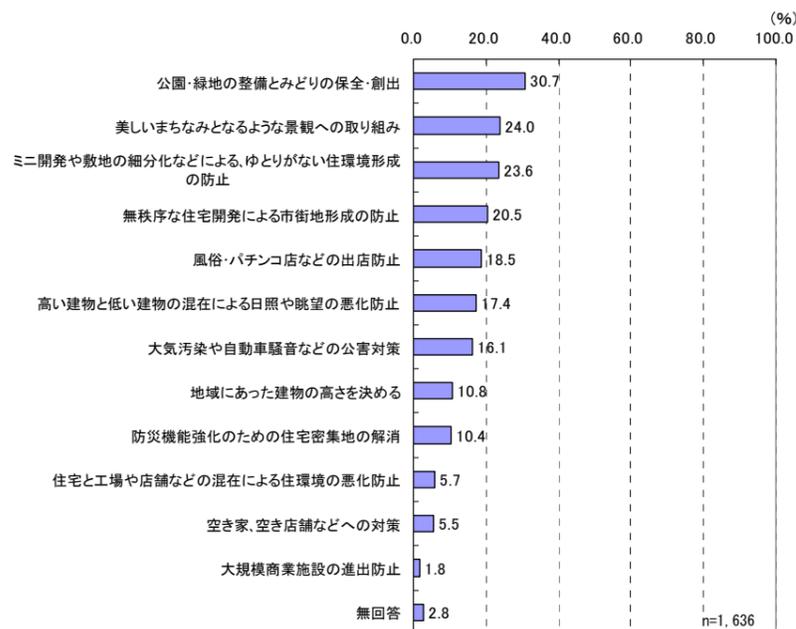


図-14 良好な住環境としていくための取り組みについて（回答は2つまで）

### 《農地のあり方について》

農地のあり方については、今ある農地を守った方がよい（40.9%）が最も高い割合になっています。

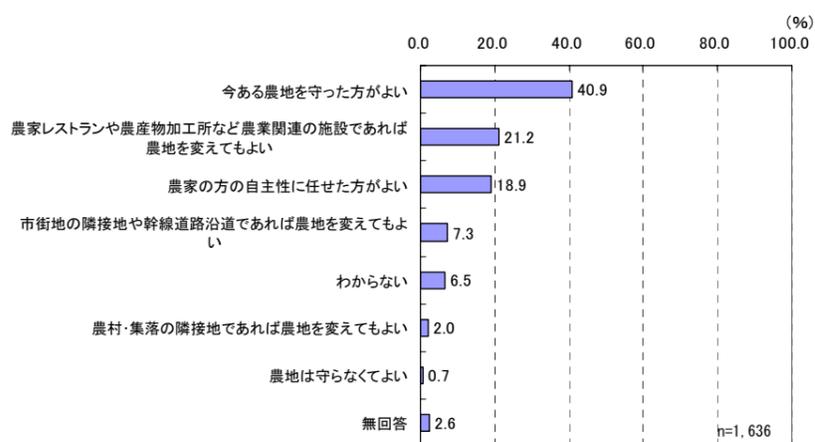


図-15 今後の農地のあり方について

### 《公園・緑地のあり方について》

公園・緑地のあり方については、休日に家族で過ごすことができる大きめの公園や緑地づくり（33.6%）が最も多く、続いて、海岸や河川など水辺空間を活かした公園づくり（33.0%）、日常の子どもの遊び場となる小さな公園や緑地づくり（26.5%）、自然を保全する地域を指定する（24.1%）となっています。

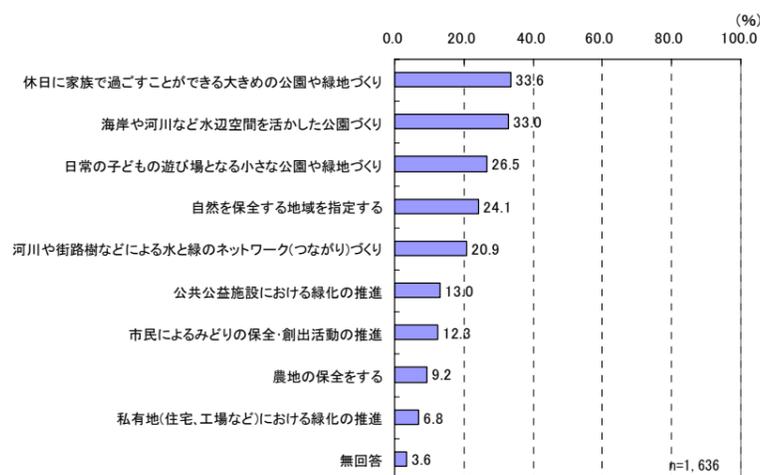


図-16 公園・緑地やみどりのあり方について（回答は2つまで）

### 《美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組み》

美しいまち並み景観の維持・創出に求められる取り組みについては、電柱をなくし、街路樹の整備など、道路をきれいにする（26.2%）が最も高い割合になっています。

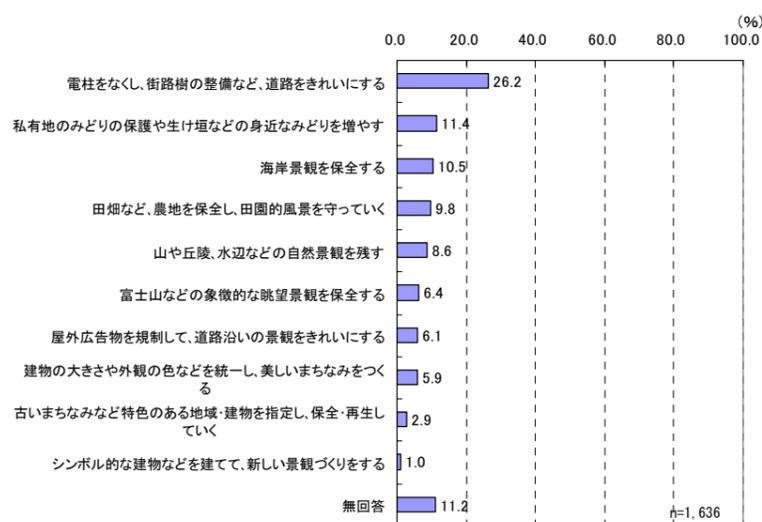


図-17 美しいまち並み景観の維持・創出について重点的に取り組むべき事項



《都市の防災・防犯対策のあり方について》

都市の防災・防犯対策のあり方については、避難場所や防災活動拠点の整備や機能の強化（16.5%）が最も多く、続いて、防犯灯の整備（16.3%）、地域コミュニティ（人と人とのつながり）の活性化（16.1%）となっています。

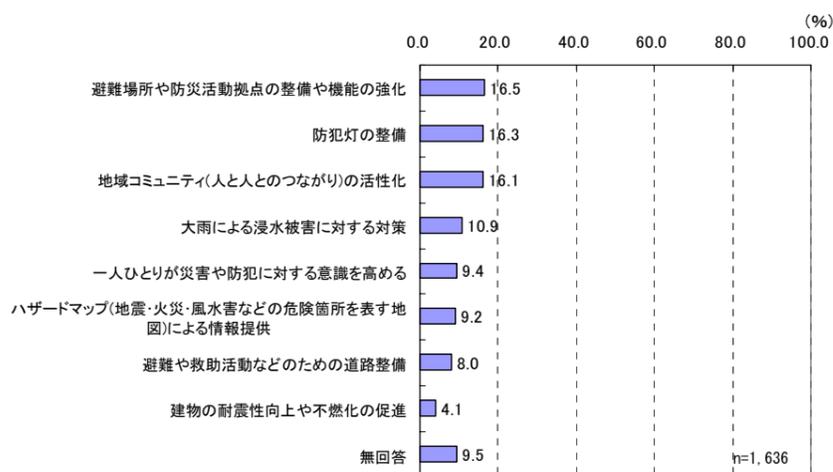


図-18 都市の防災・防犯対策のあり方について重点的に取り組むべき事項

《将来の茅ヶ崎市をつくるための必要な行動》

将来の茅ヶ崎市をつくるための必要な行動については、市民参加によるまちづくりを充実する（24.0%）が最も多く、続いて、計画内容の実施状況を評価・検証する体制を充実する（22.3%）、都市整備やまちづくりに関する市からの情報提供機会を増やす（18.1%）となっています。

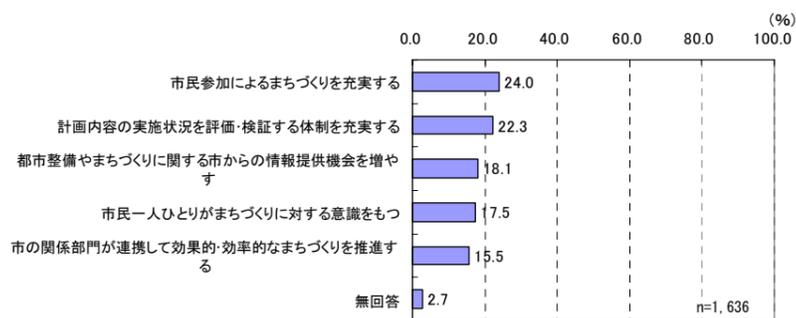


図-19 将来の茅ヶ崎市をつくるにあたって必要な行動

## 4. みどりの現況と課題

### (1) みどりの現況

#### 1) 緑被の現況

都市化にともない、市内のみどりは減少しています。平成元年には、市域面積の42.8%であった緑被率※が平成17年には33.8%まで低下しました。

主に、農耕地の面積が減少しており、市街化区域における農地から住宅地への土地利用の転換などが主な原因であると考えられます。

表-1 緑被の状況（各区域の割合（%））

		樹木地	農耕地	自然草地	人工草地	水面	緑被率
市街化区域	平成元年	9.45	12.46	1.37	2.21	0.44	25.93
	平成5年	8.71	9.69	1.16	2.13	0.44	22.13
	平成17年	7.02	4.70	0.96	0.89	0.27	13.84
市街化調整区域	平成元年	22.04	32.00	4.86	7.88	2.49	69.27
	平成5年	21.10	31.14	4.21	8.09	2.54	67.08
	平成17年	31.71	21.71	2.54	5.88	2.03	63.87

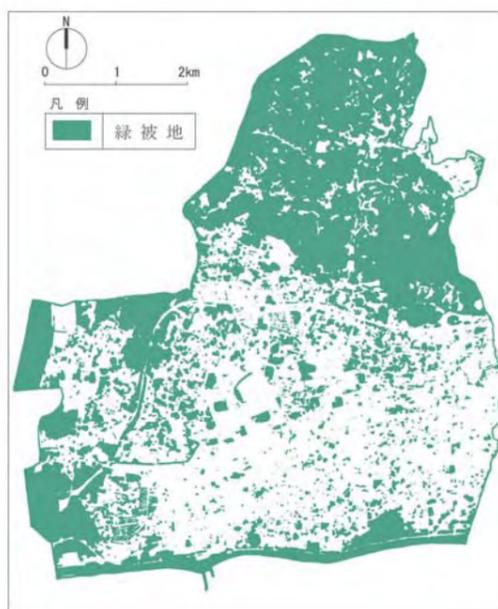


図-21 平成5年の緑被地

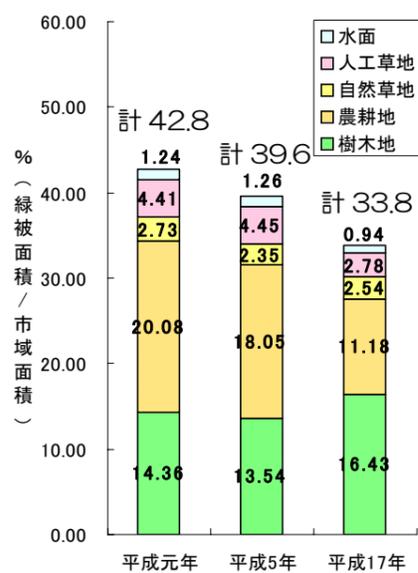


図-20 緑被率の推移

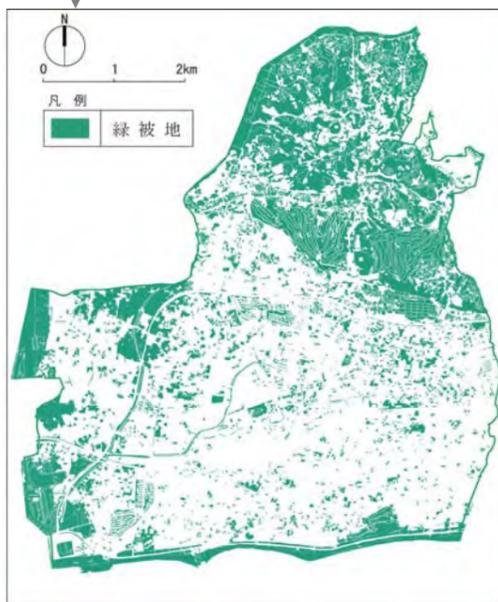


図-22 平成17年の緑被地

※ 緑被率は市域面積に占める緑被地の面積割合を示しています。緑被地は空中写真をもとに樹木地、農耕地、自然草地、人工草地、水面を抽出しています。

第1章 本市のみどりの概要

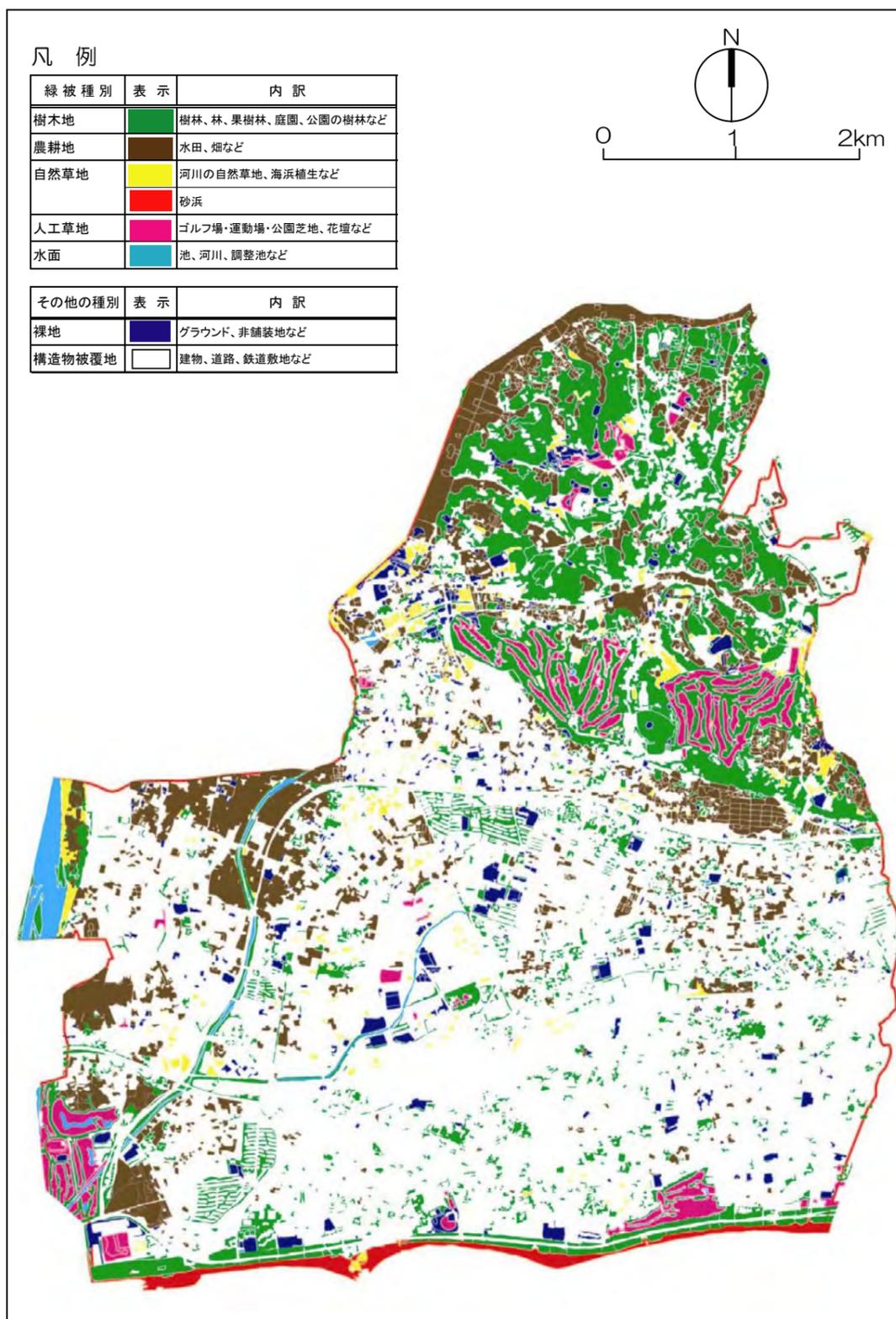


図-23 緑被など区分図（都市計画課空中写真平成17年をもとに作成）

## 2) 公園・緑地の現況

本市には、中央公園などの都市公園が整備されていますが、宅地開発にともなう小面積の提供公園が多く、市街地内でのまとまった空間機能が不足している状況です。量的にみると、都市公園の箇所数は 159 箇所であり、市民一人当たりの面積は 2.38 m<sup>2</sup>/人（平成 20 年 4 月）です。都市緑地として、松が丘緑地などのマツ林を主とした緑地が保全・整備されていますが、一方で相続などの問題により住宅や旧邸宅のみどりが減少しています。

表-2 平成 20 年の公園・緑地などの整備状況

年次	平成 20 年						
	市街化区域			都市計画区域			
	整備量		m <sup>2</sup> /人	整備量		m <sup>2</sup> /人	
	力所	面積 (ha)		力所	面積 (ha)		
緑地種別		力所	面積 (ha)	力所	面積 (ha)	m <sup>2</sup> /人	
都市公園	計	152	26.68	1.21	159	55.09	2.38
公共施設緑地 <sup>※</sup>	計	75	15.93	0.72	96	32.32	1.40
都市公園等	計	227	42.61	1.93	255	87.41	3.78
民間施設緑地 <sup>※</sup>		58	35.36	1.60	85	198.87	8.61
施設緑地	計	285	77.97		340	286.28	12.39
地域制緑地 <sup>※</sup>	計		114.97			339.93	
施設緑地・地域制緑地の重複			0.80			0.93	
緑地	総計		192.14			625.28	
人口	市街化区域人口						220,924 人
	都市計画区域人口						231,031 人
面積	市街化区域面積						2,213 ha
	都市計画区域面積						3,576 ha
緑地の確保水準	市街化区域面積に 対する割合						8.68 %
	都市計画区域面積 に対する割合						17.49 %
都市公園等の面積水準 (住民 1 人当たり面積)	都市公園						2.38 m <sup>2</sup> /人
	都市公園等						3.78 m <sup>2</sup> /人

※ 公共施設緑地には、青少年広場、未公告公園・緑地、などが含まれます。

※ 民間施設緑地には、市民農園、社寺境内地、ゴルフ場が含まれます。

※ 地域制緑地には、自然環境保全地域、生産緑地地区、農用地区域、保安林区域などが含まれます。

## 第1章 本市のみどりの概要

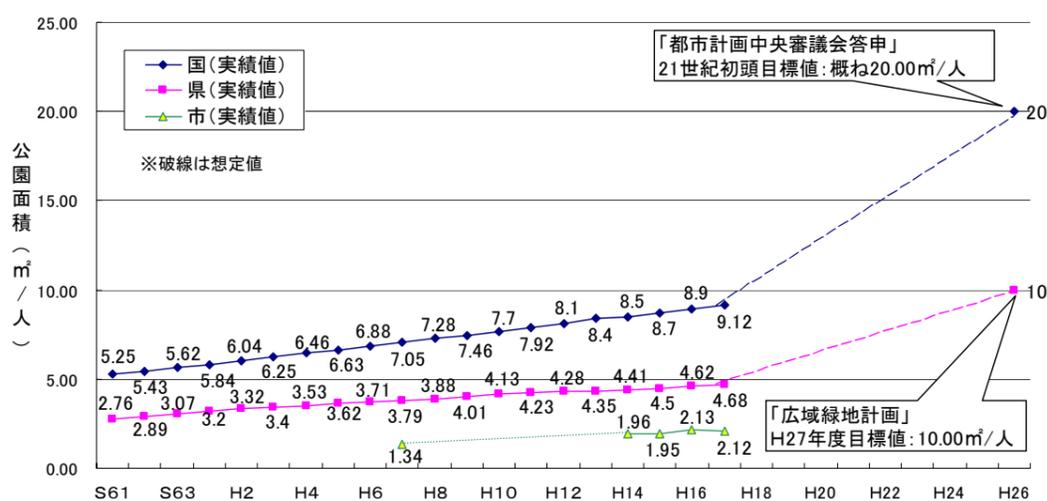


図-24 一人当たり公園面積の推移（平成17年度末現在）※都市公園のみの数値

### 3) 生きものの生育・生息環境の現況

茅ヶ崎の潜在自然植生を代表するアラカシ、アカガシ、スタジイの常緑広葉樹林が堤の浄見寺寺林と行谷、芹沢境に見られます。

二次林のコナラ、クヌギ、エノキなどの落葉広葉樹林は、北部丘陵地域に多く見られ、適度に管理されることにより豊かな植物相が見られます。しかし、林床管理が行われずに、モウソウチクなどのタケ類が侵入した場所では生物多様性の低下が危惧されます。

農地には、ムラサキサギゴケやスギナなどの畦や畑地の草本の植生が見られ、明るい土手の草地にはクサボケ、ツリガネニンジン、ワレモコウなどが見られます。

谷戸や河川などの水辺空間には、ヨシ、マコモ、ミゾソバなどの湿生植生が見られます。

海岸部には、人工林のクロマツ林と、砂丘部にハマヒルガオやコウボウムギの砂丘植生が見られます。これらの多様な環境には、それぞれの環境に適合する哺乳類、鳥類、昆虫類、両生類、は虫類、魚類が生息しています。

近年では、アライグマやハクビシンなどによる農作物の被害が発生しています。また、オオバクサなどの外来種が生育・生息の範囲を広げており、生物多様性への影響が危惧されています。

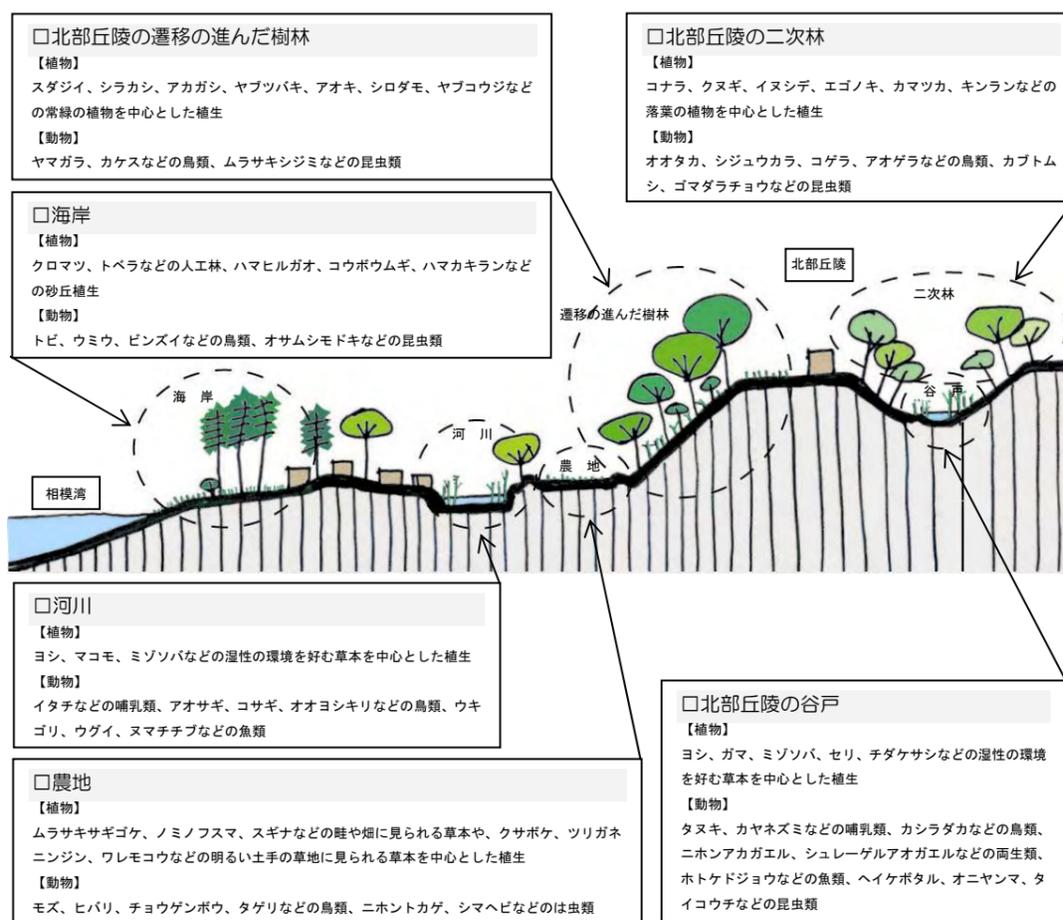


図-25 本市の生きものの生育・生息環境断面模式図



チダケサシ



コウボウムギ



カヤネズミ



タゲリ



ヒバリ



シュレーゲルアオガエル



## (2) みどりの課題

本市のみどりの概要を把握した結果、以下のような課題があります。

### 1) みどりの確保

#### 〈現況〉

- 本市の緑被率は、平成元年には市域面積の42.8%であったものが平成17年には33.8%まで低下しています。特に市街化区域において緑被率が低下しています。
- 農地は、農作物の価格の低下、後継者不足などの問題により荒廃地が増加しています。
- 本市には、北部丘陵の谷戸や斜面樹林、開放的な田園、広がりのある河川の景観や湘南海岸ならではの優れた景観が見られます。

#### 〈課題〉

- 緑被率の低下を抑えるために、樹林地などのみどりの確保や緑化推進が課題となります。
- 農地の生産の場としての役割に加えて、環境保全、遊水機能などの防災機能にも着目して農地の保全に取り組む必要があります。
- 優れた景観を維持・保全していくために、それらを構成するみどりを保全していく必要があります。

### 2) 生物多様性の保全

#### 〈現況〉

- みどりの喪失や都市化による生きものの生息地の減少・分断、地球温暖化、外来生物の逸出によって、生物多様性への影響が出ています。
- 茅ヶ崎市自然環境評価調査概要報告（平成18年3月発行）において、自然環境の評価が高い地区や市内でも特殊な自然環境を有する地区として7つの地区が評価されています。
- 二次林などの林床の管理が行われないことにより、樹林の生物多様性が低下しています。

#### 〈課題〉

- 自然環境が豊かな地域では、在来種の保全、外来種問題への対処が求められます。
- 生物多様性の保全のために、生きものの生息地をみどりでつなぐ生態系ネットワークの形成が求められます。
- 樹林の目標植生を明確にして、適切な管理を行うとともに、管理体制の構築、管理人員の確保が必要となります。

### 3) レクリエーション空間の確保

#### 《現況》

- 本市の都市公園の整備状況は、市民一人当たりの面積は 2.22 m<sup>2</sup>/人（平成 19 年 4 月）であり、神奈川県現状の 4.74 m<sup>2</sup>/人（平成 19 年 3 月）と比較しても少ない状況です。
- 提供公園などにより増加してきた都市公園は、箇所数は整備されていますが、小面積のものが多い状況です。
- 本市が行ったアンケートより、休日に家族で過ごすことができる大きめの公園や緑地づくり、海岸や河川などの水辺空間を活かした公園や、日常の子どもの遊び場となる公園が求められています。

#### 《課題》

- 本市の都市公園の整備状況は、神奈川県の中なかでも低い水準となっているため、今後、積極的に公園の整備を進める必要があります。
- 良好な住環境の創出のためには、立地条件にふさわしい公園の整備・再生や地域住民が愛着をもてるしくみをつくり、親しみのあるみどりを増やすことが必要となります。
- 大きめの公園・緑地、水辺空間を活かした公園、子どもの遊び場となるレクリエーション機能が充実した公園・緑地を整備・再生していくことが必要となります。

### 4) 歴史や文化を感じるみどりの保全

#### 《現況》

- 宅地の分割などにより、歴史や文化を感じるみどりが減少し、個性ある邸園文化を感じるまち並みが失われています。

#### 《課題》

- 歴史と文化が息づく個性あるまち並みを保全していくためには、クロマツなどのみどりを保全していく必要があります。



### 5) 安全・安心の確保

#### 《現況》

- 都市の防災の観点から、避難場所や防災活動拠点の整備や機能の強化が求められています。
- 都市の防犯の観点から、人と人のつながりである地域コミュニティの活性化が求められています。

#### 《課題》

- 避難場所や防災活動拠点となる公園や緑地などの確保が必要となります。
- 湘南海岸砂防林を保全し、潮風や飛砂の害を防ぐ機能を維持していくことが大切です。
- 地域コミュニティの活性化につながる人と人との出会いの場の創造が求められます。

### 6) 将来の社会変化に対応した取り組み

#### 《現況》

- 平成 27 年には約4人に1人が高齢者になると見込まれています。
- 市民参加の促進や行政から市民に対するまちづくりなどに関する情報提供が求められています。

#### 《課題》

- ストックされたみどりの維持・管理などのあり方を検討する必要があります。
- 子どもからお年寄りまで誰もが幅広く楽しめるユニバーサルデザインの公園づくりが求められます。
- 行政の情報提供、市民参加の促進により、市民の意見を反映したみどり豊かなまちづくりが求められます。

---

## 第2章 計画の目標

### 1. 基本理念

- (1) 個性あるみどりを守り、次世代への豊かなみどりの継承
- (2) 快適な都市と健康的で心豊かな生活を支えるみどりの創造
- (3) 市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりの推進

みどりは、都市に潤いを与え、豊かな自然環境を育んできました。

本市の個性あるみどりを構成する北部丘陵、農地、河川、海岸などのみどりと歴史や文化を感じるみどりは、身近なまちのみどりとともに、快適な都市を形成するうえで重要です。

私たちは、これらの個性あるみどりにより、自然とのふれあいの場や安全・安心な場、優れた景観を享受し、それらを通じて快適な都市と健康的で心豊かな生活を創造してきました。これらのみどりは、地域レベルの環境保全や地球温暖化対策、生物多様性の保全などにおいても重要なものです。

私たちは、これらのみどりを守り、次世代へ継承していくために、市民・事業者・行政の主体的取り組みと協働による実効性のあるみどり豊かなまちづくりを推進していきます。



## 2. 基本方針

- (1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します
- (2) 安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します
- (3) 歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます
- (4) 豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくります

### (1) 自然豊かな北部丘陵・農地・河川・海岸のみどりを一体的に保全・再生します

#### 1) 北部丘陵の里山ランドスケープ※の保全・再生

北部丘陵の樹林や谷戸、水路、草地などの多様な自然環境と、生活と自然の関わりのなかで形成されてきた屋敷林などの里山の文化的資源を一体の里山ランドスケープとして保全・再生するために、緑地保全、景観形成などの複合的な施策を計画・実施していきます。

自然とのふれあいや環境学習の場づくりに取り組み、市民・事業者・行政の協働による適切な里山管理のしくみづくりを行い、良好な里山ランドスケープを持続的に形成していきます。

#### 2) 多面的な機能をあわせ持つ農地のみどりの保全

農地には、農産物の生産の場としての役割に加えて、環境保全やレクリエーション、防災、景観形成などの多面的なみどりの機能があります。そのため、地産地消の推進などの農業振興施策に加えて、周辺緑地との一体的な環境保全策や田園の景観形成に関する取り組みを行います。

#### 3) 河川のみどりネットワークの形成

小出川、千ノ川、駒寄川、小糸川、相模川の河川の特性と流域特性をふまえて、樹林や農地、公園・緑地などのみどりと一体的に連続した河川のみどりのネットワークを形成するために、市民・事業者・行政の協働によるみどりの保全・再生を推進します。

河川の水辺空間については、周辺環境とのみどりの連続性を考慮して、地域固有の生き

※ 里山ランドスケープとは、里山の生活様式、生活と自然の関わりのなかで持続的に育まれてきた雑木林や田畑、畦、屋敷林などから構成される自然環境資源及び景観を含む総合的な地域の概念です。

ものの生育・生息の場として保全・再生していきます。また、河川の水辺環境を活かして、市民の散策空間や憩いの場、親水空間などの自然とのふれあいの場を創出していきます。

#### 4) 海岸特有のみどりの保全・再生

海岸特有の生きものが生育・生息する海岸環境を保全・再生することで生物多様性を保全します。また、茅ヶ崎の個性ある海岸の景観を構成し、潮風や飛砂の害を防ぐ湘南海岸砂防林を保全するために神奈川県と連携を図ります。これらの豊かなみどりと海岸特有の立地特性を活かして、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

### (2) 安全・安心で快適な暮らしを支えるみどりを保全・再生・創出します

市民が安全・安心に暮らすための防災機能を持つ公園などの整備を進めます。また、日常のレクリエーションや住民相互の語らいなど日々の生活を豊かにする身近な公園の整備・再生を進めます。

日常生活空間に潤いを与え、みどりとふれあいの機会を増やす身近なみどりを保全・創出するため、学校などの公共施設の緑化を推進するとともに、それらを中心として住宅地やマンション、工場などの民有地緑化を推進します。市民・事業者・行政が協働してこれらに取り組み、みどりのまち並みを形成していきます。

### (3) 歴史と文化が息づくみどりを守り、育みます

旧街道や史跡のみどり、明治期以降に建てられた別荘地のおもかげを残すマツの林などは、茅ヶ崎の歴史と文化を今に伝えるにとどまらず、これからの個性あるまち並みづくりの重要な資源となります。そこで既存の歴史・文化的資産やそれらと一体となったみどりの保全・再生を進めるとともに、歴史と文化が息づく個性あるまち並みを形成するために緑化基準づくりに取り組みます。

### (4) 豊かな感性を育むみどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくりま

公共施設のみどりや民有地のみどりを活用することで、コミュニティの活性化を図り、人と人が出会う機会をつくりま。また、緑化推進のためのPRや情報提供、みどりの評価・表彰制度などの体制づくりに取り組みます。これらの取り組みを、継続的に市民・事業者・行政が協働して進めることにより、みどりと人々が出会う市民参加のしくみをつくりま。

### 3. みどりの将来像

#### (1) 本計画が目指す「みどりの将来像」

- (1) 自然豊かな北部丘陵、農地、河川、海岸のみどりを持続性ある骨格のみどりとして保全・再生していきます
- (2) 市民と関わりが深いまちのみどりを、地域の特性を活かして、保全・再生・創出していきます
- (3) 骨格のみどりとまちのみどりにより、みどりのネットワークの形成を図ります

北部丘陵、農地、河川、海岸などのみどりは、本市の豊かな自然環境、歴史、文化、景観を育んできました。これらのみどりは、本市の快適な都市環境と健康的で心豊かな生活を支える重要なものであり、将来にわたり、持続性ある骨格のみどりとして保全・再生します。

市民の生活を豊かにしていくためには、日常の生活空間の中に、みどりと接する機会をより多く確保することが重要と考えます。本市には、<sup>まつばやし</sup>松林など小規模ながら数多くのみどりが残っています。これらを市民が日々ふれあい、親しむことができるよう保全・再生しつつ、新たなまちのみどりを創出していきます。

生態系ネットワークの形成などの環境保全やレクリエーション、防災、景観形成機能の向上を図り、茅ヶ崎らしいみどり豊かなまちをつくり上げていくために、その効果を十分に発揮する放射環状型のネットワークの形成を図ります。



図-26 みどりの将来像の概念図

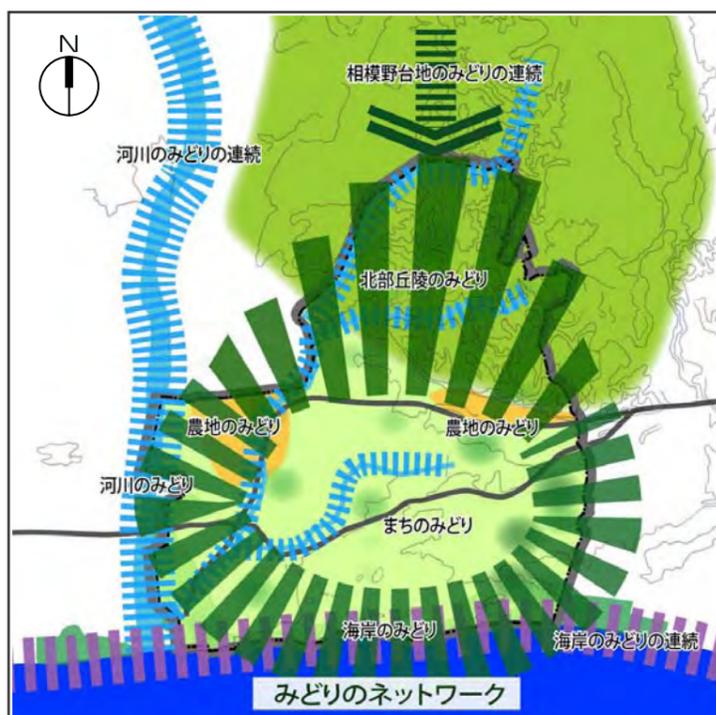


図-27 みどりの将来像

## (2) 立地ごとの「みどりの将来像」

### 1) 北部丘陵のみどり

生物多様性を保全し、豊かな里山景観を維持・再生していきます。

北部丘陵の樹林や谷戸環境、屋敷林などの環境を一体の里山ランドスケープとして保全することで、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

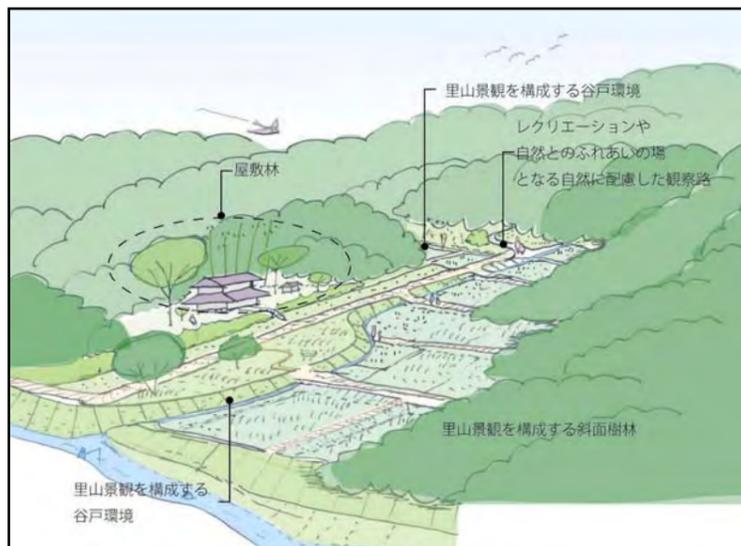


図-28 北部丘陵のみどりの将来像

### 2) 農地のみどり

農地の生産の場としての役割に加え、農地のみどりが持つ環境保全やレクリエーション、防災、景観形成などの役割・機能に着目し、これらの機能が発揮されるようみどりの骨格またはまちのみどりなど周辺のみどりと一体的に調和を図ります。

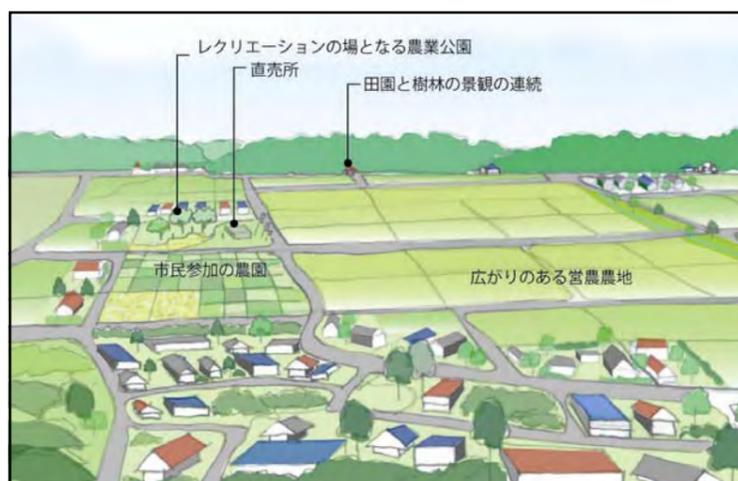


図-29 農地のみどりの将来像

### 3) 河川のみどり

河川が持つ水とみどりを活かして、河川とその周辺のみどりをつなぎ、みどりのネットワークを形成していきます。

河川の水辺空間などに生育・生息する地域固有（渡り鳥も含める）の生きものを守りつつ、市民のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

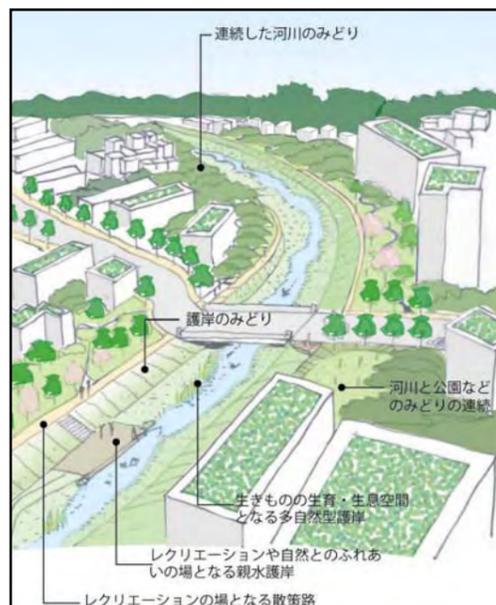


図-30 河川のみどりの将来像

#### 4) 海岸のみどり

海岸環境を保全・再生することで海岸固有の生きものを保全するとともに、茅ヶ崎らしさを感じることができる海岸の景観を形成していきます。また、潮風や飛砂の害から市民生活を守り防災上重要となる湘南海岸砂防林の保全を図り、市民や市外から茅ヶ崎の魅力ある海を目指して訪れる人々のレクリエーションや自然とのふれあいの場を創出していきます。

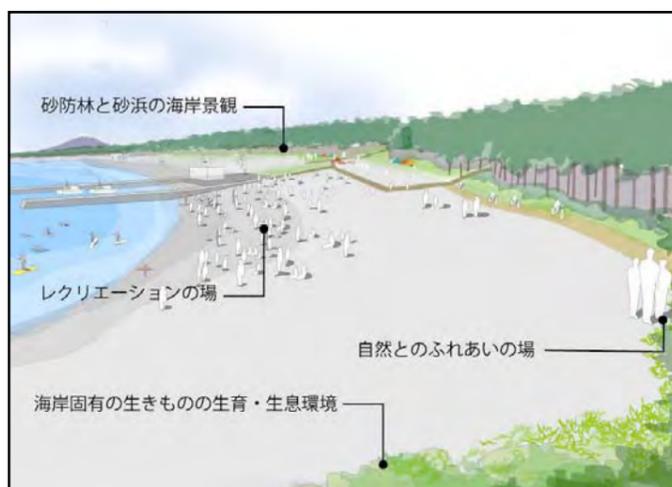


図-31 海岸のみどりの将来像

#### 5) まちのみどり

日常生活に潤いを与える身近なみどりや歴史と邸園文化が息づくまち並みをつくり出しているみどりを保全・再生していきます。また、これからの時代に暮らす市民の安全・安心な生活を支えるまちのみどりを公園や学校のみどりなどを核として創出していきます。これらにより、健康的で心豊かな生活を支えるみどり豊かなまちづくりを推進します。



図-32 まちのみどりの将来像

## 第2章 計画の目標



図-33 まち並みのみどりの将来像



図-34 工場・企業のみどりの将来像



図-35 沿道のみどりの将来像

## 4. 目標の指標

### (1) 目標の達成に向けて

都市緑地法などの法制度の活用や市条例の見直しなどにより、  
みどりの保全・再生・創出に努めます

(仮称)柳島スポーツ公園などのレクリエーション拠点機能を持つ公園から  
身近な街区公園まで整備し、みどりの創出に努めます

計画の実効性を高めていくために、資金の充実を図ります

### (2) 緑地の確保目標水準

目標年次（平成30年）における緑地の確保目標量を次のように設定します。

表-3 緑地の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
市街化区域面積(2,213ha)における緑地面積(割合)	192.14ha (8.68%)	195.59ha (8.84%)
都市計画区域面積(3,576ha)における緑地面積(割合)	625.28ha (17.49%)	787.75ha (22.03%)

### (3) 都市公園等<sup>※</sup>の施設として整備すべき緑地の目標水準

目標年次（平成30年）における都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準を次のように設定します。

表-4 都市公園等の確保目標量

	基準年次(平成20年)	目標年次(平成30年)
都市公園の市民一人当たり面積 <sup>※</sup>	2.38 m <sup>2</sup> /人	8.73 m <sup>2</sup> /人
都市公園等の市民一人当たり面積 <sup>※</sup>	3.78 m <sup>2</sup> /人	9.70 m <sup>2</sup> /人

※ 都市公園等は、児童遊園、青少年広場、未公告公園・緑地などの都市公園以外で公園・緑地に準じる機能を持つ施設を示します。

※ 都市公園及び都市公園等の市民一人当たり面積について、基準年次（平成20年）においては、都市公園の面積（550,900 m<sup>2</sup>）及び都市公園等の面積（874,100 m<sup>2</sup>）をそれぞれ人口（231,031人）で除した数値を用いています。目標年次（平成30年）においては、都市公園の目標面積（2,098,900 m<sup>2</sup>）及び都市公園等の目標面積（2,331,100 m<sup>2</sup>）をそれぞれ平成30年の推定人口（240,401人）で除した数値を用いています。